

下田市
いじめ防止等のための基本的な方針

平成 30 年 7 月

下田市・下田市教育委員会

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

下田市教育委員会では、いじめは絶対許されないこと、いじめが疑われる事案については解決に向けて最善の努力をすること、いじめ発見時は学校全体で組織的に対応することを柱に、いじめの早期発見・早期対応といじめの解消を目指してきました。また、いじめの根絶に向け、生徒指導が機能する授業づくりや温かな学級集団づくり、子ども理解を中心に据えた生徒指導、教職員の人権感覚の向上等、子ども一人ひとりを大切にした教育活動に取り組んでまいりました。さらに、特別支援教育の立場から、その子を取り巻く環境や背景、発達の状態等に配慮しながら、個に応じた指導や支援を進めてきました。しかし、未だにいじめの防止や解消は困難であり、日々「安全、安心な学校づくり」に向けて、いじめ事案の認知や解消に向けた努力を重ねているところです。

平成 25 年 6 月「いじめ防止対策推進法」が成立し、国や県において「いじめ防止等のための基本方針」が策定されました。更に国の基本方針については、平成 29 年 3 月に改定され、社会総がかりでいじめの問題に対峙するよう基本的理念や体制が整備されています。

このたび、下田市教育委員会は、ここで改めて、市としての重点的な取組を「下田市いじめ防止等のための基本的な方針」としてまとめ、学校だけでなく保護者・地域へ周知し、より根本的ないじめ問題の克服を目指してまいります。この方針は、国や県のいじめ防止基本方針を受けて、児童生徒の尊厳を保持するため、学校・家庭・地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの根絶を推進するものです。また、各学校は、「学校いじめ防止基本方針」を毎年度見直し、児童生徒や保護者、地域の方々とともにいじめ問題に取り組んでまいります。

平成 30 年 7 月

下田市・下田市教育委員会

目次

はじめに

第1 いじめの防止等の基本的な考え方

1	いじめの定義	1
2	いじめの理解	1
3	基本的な考え方	2
(1)	いじめの未然防止 ～健やかでたくましい心を育む～	2
(2)	いじめの早期発見・早期対応	3
(3)	関係機関との連携 ～専門家とつながる～	3

第2 いじめの防止等のための対策

1	下田市・下田市教育委員会が実施すること	4
(1)	基本方針の策定	4
(2)	組織の設置	4
(3)	いじめの防止等のための対策	4
2	学校が実施すること	6
(1)	基本方針の策定	6
(2)	組織の設置	6
(3)	いじめ防止等に関すること	6
3	重大事態への対処	8
(1)	重大事態のケース	8
(2)	重大事態の対応について	8
(3)	調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	8
(4)	報道への対応と協力	9

第1 いじめの防止等の基本的な考え方

1 いじめの定義

いじめとは、「児童生徒（以下「児童等」という。）に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。

いじめには、以下のようなものが考えられます。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団から無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた子どもの立場に立つことが必要です。また、いじめには、多様な形態があることに留意して、いじめに該当するかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかったり、いじめに本人が気づいていなかったりする場合もあることから、その子や周りの状況等をしっかりと確認することも必要です。

2 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どこでも起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら、いじめられる側やいじめる側の立場を経験します。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせます。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、「暴力を伴わないいじめ」（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、いじめられた経験を全く持たなかった子どもは1割程度、いじめた経験を全く持たなかった子どもも1割程度であり、このことから、多くの子どもが入れ替わり、いじめられる側やいじめる側の立場を経験していると考えられます。

加えて、いじめた・いじめられたという二つの立場の関係だけでなく、学級や部活動等の所属する集団において、規律が守られなかったり問題を隠すような雰囲気があったりすることや、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする子どもがいたり、「傍観者」として周りで見て見ぬ振りをして関わらない子どもがいたりすることにも気をつける必要があります。

3 基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。しかし、どの子どもにも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての子どもに向けた対応が求められます。

いじめられた子どもは心身ともに傷ついています。その大きさや深さは、本人でなければ実感できません。いじめた子どもや周りの子どもが、そのことに気づいたり、理解しようとしたりすることが大切です。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなります。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要です。

いじめの未然防止のためには、いじめが起こりにくい人間関係をつくり上げていくことが求められます。社会全体で、健やかでたくましい子どもを育て、心の通い合う、温かな人間関係の中で、いじめに向かわない子どもを育てなければなりません。「地域の子どもは地域で育てる」という考えのもと、学校や家庭だけでなく、社会総がかりで、いじめの未然防止に取り組みます。

(1) いじめの未然防止 ～健やかでたくましい心を育む～

乳幼児から青年へと育つ中で、子どもは家庭や様々な集団において、ありのままを受け止めてくれるような関わり合いを通して、自分だけでなく他人の理解をも深め、よりよい人間関係をつくり上げていきます。この育ちにおいて、社会全体で、子ども一人一人の自分を大切に思う気持ち（自尊感情）を高め、きまりを守ろうとする意識（規範意識）や互いを尊重する感覚（人権感覚）をじっくりと育て、健やかでたくましい心を育むことが、いじめのない社会づくりにつながります。

健やかでたくましい心を育むためには、家庭、地域、学校それぞれが連携して、子ども自身の自立をめざすことが大切です。子どもの発達に合わせて子どもを理解し、子どもの思いを子どもの立場に立って受け止め、その子のよさや可能性を認める姿勢を持ち、子どもとの信頼関係をつくり上げていくことが、子どもの自尊感情を高め、よりよい自分を目指していこうとする望ましい成長を支えます。そして、周りの大人が温かく見守る中で、様々な経験を積み重ね、優しさや厳しさなどを学び、社会の一員として自立していきます。

- 家庭においては、子どもとの関わりや対話を大切にすることが重要です。子どもをありのままに受け止め、子どもが安心感や信頼感で満たされるよう努めていくことが大切です。
- 地域においては、規範意識や人権感覚を育てる場として、地域住民が連携して、子どもを温かく、時に厳しく見守っていく必要があります。
- 学校においては、子どもと教職員との信頼関係を大切にし、考え方の違いを認め合うなど、安心して自分を表現できる集団づくりに努めることが求められます。学級活動や道徳の時間を活用し、子ども自らがいじめについて考える場や機会を大切にし、自分たちの問題を自ら解決していくような集団を育てていくことが重要です。
- 家庭、地域、学校は、いじめの防止等に向けて、それぞれの役割を自覚し、責任を遂行するように努めることが大切です。

(2) いじめの早期発見・早期対応

いじめはできるだけ早期に発見し、適切に対応することが重要です。家庭や地域、学校が連携し、子どもの健やかな成長を見守り、いじめの事実を知ったり、いじめの現場を目撃したりした場合は、一刻も早く協力して対応する必要があります。

ア 早期発見 ～いじめはどの子どもにも起こりうる～

いじめは、どの子どもにも、どこでも起こりうることから、いじめの早期発見には、家庭・地域・学校が連携・協力して、子どもを見守り続けていくことが求められます。

いじめのサインは、いじめを受けている子どもからも、いじめている子どもからも出ています。深刻な事態にならないためにも、周りの大人が常に子どもに寄り添うことで、子どもたちのわずかな変化を手がかりにいじめを見つけていくことが大切です。

- 家庭では、日頃の対話や態度などから、いじめが疑われる子どもの変化を見逃さずいじめの早期発見に努めることが求められます。
- 地域では、いじめの事実を知ったり、いじめの現場を目撃したりした場合は、すぐに家庭や学校へ連絡するなど連携して対応することが重要です。
- 学校では、いじめを訴えやすい機会や場をつくり、子どもや保護者、地域住民からの訴えを親身になって受け止め、すぐにいじめの有無を確認する必要があります。また、日頃から、定期的なアンケート調査を実施するなど、積極的ないじめの発見に努めることが大切です。

イ 早期対応 ～いじめられている子どもの立場に立って組織的に～

いじめが発見された場合には、深刻な事態にならないように、家庭、地域、学校が状況に応じて連携し、速やかに協力して対応していくことが求められます。いじめられた子どもへの支援、いじめた子どもや周りの子どもへの指導など、状況を十分に把握した上で、具体的な取組を確認して、対応することが重要です。状況によっては、警察や児童相談所、医療機関など関係機関と連携することも必要です。

(3) 関係機関との連携 ～専門家とつながる～

いじめの問題に家庭、地域、学校の連携・協力だけでは十分対応しきれなかったり、解決に向けて状況が変わらなかつたりする場合、関係機関と連携することが大切です。

例えば、学校や教育委員会において、いじめている子どもに対して、指導しているにもかかわらず効果が上がらない場合などには、以下のような関係機関との適切な連携が必要となります。

- ア 学校は警察や児童相談所等の関係機関と、日頃からの連絡を密にした情報共有体制を構築します。
- イ 医療機関等の専門機関と連携して、教育相談等を必要に応じて実施します。
- ウ 法務局など、学校以外の相談窓口を子どもや保護者等へ周知します。

第2 いじめの防止等のための対策

1 下田市・下田市教育委員会が実施すること

下田市・下田市教育委員会は、いじめ防止対策について必要な措置を講じます。また、学校におけるいじめの未然防止や早期発見、いじめが発生した際の早期対応、組織的な取組等が図られるよう必要な指導や支援を行います。

(1) 基本方針の策定

下田市・下田市教育委員会は、「下田市いじめ防止等のための基本的な方針」を策定します。策定した基本方針は、適宜見直しを行い、必要な措置を講じます。また、学校における基本方針について策定状況を確認します。

(2) 組織の設置

ア 下田市いじめ問題対策連絡協議会

下田市教育委員会は、下田市いじめ問題対策連絡協議会を通していじめ防止等に関する情報交換、対策、連携の在り方を協議します。

イ 下田市いじめ問題対策専門委員会

下田市教育委員会は、下田市いじめ問題対策専門委員会を設置し、重大事態の調査やいじめ防止等のための対策を実効的に行います。

(3) いじめの防止等のための対策

ア いじめの未然防止

(ア) 教職員の資質向上、外部人材の活用

- ① スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門家を活用した研修やいじめ対応マニュアルを使った研修を推進するなど教職員の資質向上に取り組めます。
- ② 生徒指導に係る体制の充実のため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置拡大に努めます。
- ③ 必要に応じて、心理、福祉の専門家、教育相談に応じる者、教員経験者、警察官経験者等、外部人材に協力を求めます。

(イ) 調査研究の推進及び啓発活動等

- ① いじめ防止対策の状況把握、子どもへの適切な指導助言や保護者への啓発の在り方等の調査研究および検証を行い、成果の普及を図ります。
- ② いじめが子どもの心身に及ぼす影響、いじめに係る相談や救済等について、必要な啓発活動を行います。
- ③ 保護者が責任を持って子どものしつけや指導を行うことができるよう、啓発活動や相談窓口の設置等、家庭を支援します。

(ウ) 学校運営改善への支援

教職員が子どもと向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、学校における業務の効率化を図るなど、学校運営の改善を支援します。

イ いじめの早期発見・早期対応

(ア) 早期発見・早期対応のための体制整備

いじめに関する相談や通報を受け付ける体制を整備するとともに、いじめられた子どもといじめた子どもが、同じ学校に在籍していない場合、学校相互間の連携協力体制を構築します。

また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、子どもがいじめを訴えやすい体制を整えるよう、学校に対する指導・助言を行います。さらにインターネットを通じたいじめに対処するため、情報モラルに関する研修を実施したりするなど、学校に対する支援を推進します。

(イ) いじめの報告を受けたときの措置

学校からいじめの事実について報告を受けたときは、必要に応じて学校に対する支援や指示、調査を行います。

(ウ) 出席停止制度の適切な活用

いじめた子どもの保護者に対して、当該子どもの出席停止を命ずる等、いじめられた子どもその他の子どもが安心して教育を受けられるようにします。

(エ) 児童等指導上特別の配慮

いじめ等により児童等の心身の安全が脅かされるような深刻な状況があるため、指定校への就学が困難と認められる場合は、申請により指導上問題がなくなるまで学区外就学を認めるなどの特別の配慮をします。

ウ 関係機関との連携

下田市いじめ問題対策連絡協議会等を通して、警察、児童相談所等の関係機関、学校、家庭、地域との連携を強化します。

2 学校が実施すること

学校は、校長のリーダーシップのもと、協力体制を確立し、下田市・下田市教育委員会との適切な連携のうえ、実情に応じたいじめ防止等の対策を推進します。

(1) 基本方針の策定

学校は、国や静岡県等のいじめ防止等のための基本的な方針を参考にして、学校の実情に応じ、「学校いじめ防止基本方針」を定めていますが、学校運営協議会委員や保護者の意見、支援を求める等、必要な措置を講じるとともに、いじめの防止等への取組を充実させるために、教職員の意識や取組を学校評価等で定期的に点検し、適宜基本方針の見直し（PDCA サイクルの実行を含む）を行います。

(2) 組織の設置

ア 学校はいじめ防止のため、学校いじめ対策組織を設置します。

イ 構成員は、学校の管理職や教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭などで組織されます。必要に応じて、学級担任や部活動顧問等、関係の深い教職員を追加します。また、心理、福祉に関する専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、医師、教員・警察官経験者など外部専門家に協力を求めます。

ウ 情報の収集、記録、共有や取組方針の企画立案等、定期的に打合せを行います。また、いじめ事案発生時は、緊急会議を開いて対応を協議するなど、学校いじめ対策組織の下で組織的にいじめの問題の解決に向けて取り組みます。

(3) いじめ防止等に関すること

ア いじめの未然防止

(ア) 子どもの自主的活動への支援

学級活動や児童会活動・生徒会活動など、子どもが自主的にいじめについて考える機会を設けます。

(イ) 道徳教育等の推進

児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止等に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じて道徳教育等の充実を図ります。

(ウ) 保護者や地域への啓発及び連携

保護者や地域に対して、子どもの様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合は、直ちに学校に相談・連絡するよう啓発します。また、学級懇談会や学校運営協議会などを通じて、保護者や地域と連携を図ります。

(エ) 教職員の資質向上

教職員に対し、事例検討などの研修を計画的に実施します。

イ いじめの早期発見・早期対応

(ア) 子どもの実態把握

子どもに対する日常的な観察を基盤に、定期的なアンケート調査等を行います。

(イ) 相談体制の整備

- ① スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等専門的知識を有する者の協力を得るなど、子ども、保護者、教職員に対する相談体制を整備します。
- ② いじめの相談を受けた場合には、家庭や地域等と連携し、いじめられた子どもやいじめについて報告した子どもの立場を守ります。

(ウ) いじめに対する措置

- ① いじめの相談を受けた場合、いじめの疑いのある場合は、早期に事実確認を行います。いじめが確認された場合には、下田市教育委員会に報告します。
- ② いじめが確認された場合は、いじめをやめさせ、再発防止のため、組織を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等専門的知識を有する者の協力を得て、いじめられた子どもとその保護者に対する支援、いじめた子どもとその保護者に対する指導、助言を継続的に行います。
- ③ 必要に応じて、いじめた子どもを、いじめられた子どもが使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめを受けた子どもが安心して教育を受けられるようにします。
- ④ いじめられた子どもの保護者と、いじめた子どもの保護者との間で争いが起きることのないよう、保護者と情報を共有するなど必要な措置をとります。
- ⑤ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察に相談し、連携して対応します。また、子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察へ通報するなど適切な援助を求めます。

(エ) 校長及び教員による懲戒

校長及び教員は、子どもがいじめを行っている場合であって、教育上必要があると認めるときは、人格の成長を促すため、適切に、子どもに対して懲戒を加えることができます。

ウ 関係機関との連携

- (ア) 日頃から警察や相談機関等と協力体制を確立し、いじめが起きたときには、状況に応じて連携し、早期に対応します。
- (イ) いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、教職員全体の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとに対応します。

3 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、学校又は下田市教育委員会は速やかに事実調査を行い、対応します。また、市長による再調査を行うことができます。

(1) 重大事態のケース

ア いじめにより、子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(ア) 子どもが自殺を企図した場合

(イ) 精神性の疾患を発症した場合

(ウ) 身体に重大な傷害を負った場合

(エ) 金品等に重大な被害を被った場合 等

イ いじめが原因と疑われ、子どもが相当の期間、学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で子どもが一定期間連続して欠席しているとき。

ウ 子どもや保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

(2) 重大事態の対応について

ア 重大事態についての調査

重大事態が発生した場合には、学校は下田市教育委員会に報告します。報告を受けた下田市教育委員会は重大事態の発生を市長に報告します。学校は重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設けます。組織は、学校に置かれた学校いじめ対策組織を母体とし、事態の性質に応じて適切な専門家を加えます。

下田市教育委員会は調査を実施する学校に必要な指導及び支援を行います。学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られない場合や学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会が主体となり、いじめ問題対策専門委員会を設置して調査を実施します。いじめ問題対策専門委員は、学識経験を有するもの、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有するもの等のうちから、教育委員会が委嘱します。

イ 調査結果の提供及び報告

学校又は下田市教育委員会は、いじめを受けた児童等及びその保護者に対し、情報を適切に提供します。下田市教育委員会は、調査結果を市長に報告します。

(3) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

ア 下田市いじめ問題調査委員会

報告を受けた市長は、報告に係る重大事態への対処又は同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、下田市いじめ問題調査委員会を設けて再調査を行うことができます。いじめ問題調査委員は、学識経験を有するもの、法律、心理、福祉

等に関する専門的な知識を有するもの等で、いじめ問題対策専門委員として調査を行った構成員以外のものの中から、市長が委嘱します。

イ 再調査の結果を踏まえた措置等

市長は、再調査を行った場合、その結果を議会に報告します。

市長及び下田市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、必要な措置を講じます。

(4) 報道への対応と協力

情報発信・報道対応については、個人情報保護への配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要です。初期の段階でトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないように留意します。また、自殺については連鎖(後追い)の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO(世界保健機関)による自殺報道への提言を参考にし、報道の在り方に特別の注意を求めています。